

健康保険証の新規発行を終了します

12月2日(月)から、現行の健康保険

証の新規発行を終了し、マイナ保険証へと移行します。なお、発行済みの健康保険証は記載された有効期限まで利用できます。マイナ保険証は、高額医療費の限度額が自動的に適用され、診療履歴に基づいたより良い医療が受けられます。

●マイナ保険証は利用登録が必要

医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーや国保年金課、マイナポータルなどで手続きができます。手続きにはマイナナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。

●資格確認書の交付

マイナ保険証の利用登録をしていない人、マイナナンバーカード本体や電子証明書の有効期限が切れている人には、「資格確認書」を交付します。資格確認書は、健康保険の資格情報を記載したもので、利用方法は現行の健康保険証と同じです。

発行済みの健康保険証を持っている人には有効期限終了前に、新規加入する人には加入手続き後に資格確

認書を交付します。

資格確認書は、マイナナンバーカードを紛失・更新中の人、マイナ保険証での受診が困難な人も交付対象です(要申請)。

●資格情報通知書の交付

マイナ保険証の利用登録済みの人には自身の健康保険の資格情報を確認するための「資格情報通知書」を交付します。

発行済みの健康保険証を持っている人には有効期限終了前に、新規加入する人には加入手続き後に資格情報通知書を交付します。

※資格情報通知書のみでは医療機関などで受診できません。

※後期高齢者医療制度は、令和7年8月の年次更新まではマイナ保険証の保有状況に関わらず特定記録郵便で資格確認書を交付します。

●マイナ保険証の利用登録解除

マイナ保険証の利用登録を解除するには本人からの申請が必要です。詳細は問い合わせください。

問 国保年金課

産後ケア事業をリニューアルしました

産後の母親の心身の健康と子育て支援を目的とした、産後ケア事業を行っています。

これまで訪問型の産後ケア事業を行ってきましたが、宿泊型と通所型のサービスを追加し、利用可能日数を増やしました。

利用可能施設などは市ホームページからご確認ください。利用には事前申請が必要です。

対 1歳未満の乳児と産婦(流産・死産から1年未満の人を含む)

●申請方法 インターネットから申請または申請書をこども家庭課へ提出(妊娠28週以降から申請可)

ID 26265

問 こども家庭課

(923)1115

	現行	リニューアル後
サービスの区分と利用者負担金	訪問型のみ (1,000円/日)	①宿泊型(ショートステイ) 3,000円/日 ※1泊2日は2日分の計算 ②通所型(デイサービス) 2,000円/日 ③通所型(母乳育児相談) 500円/日 ④訪問型 1,000円/日
利用日数	2日まで	7日まで

※市民税非課税世帯、生活保護世帯は利用者負担金は無料

※多胎児は2人目以降、1児につき利用者負担金の半額を加算